

桶川市告示第56号

桶川市脱炭素事業推進奨励金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

桶川市長 小野克典

桶川市脱炭素事業推進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて、脱炭素社会の構築を推進するため、脱炭素推進事業を実施する者に対し、予算の範囲内で桶川市脱炭素事業推進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 奨励金の交付に関しては、補助金交付規程に規定するもののほか、必要な事項はこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 脱炭素推進事業 脱炭素社会の構築を推進するための活動をいう。

(2) 脱炭素推進機器 別表第1に掲げるものをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 自己の主たる居住の用に供する市内の住宅で、自ら所有し、又は新築する住宅(1つの建築物を複数の用途に使用する場合は、当該建築物の延べ面積の過半を住宅の用途に供するものに限る。)に脱炭素推進機器を設置する者であること。

(2) 脱炭素推進機器を設置する建築物及びその敷地に建築基準法(昭和25年法律第201号)又は都市計画法(昭和43年法律第100号)

の違反がない者であること。

(3) 市税を滞納していない者であること。

(4) 第9条に規定する実績報告時に住民登録がある者であること。

(5) 第6条に規定する交付申請時に、脱炭素推進機器の設置工事を開始していない者であること。

2 別表第2に掲げる脱炭素推進機器のうち、同一機器に対する奨励金の交付は1会計年度内に1機器までとする。

(交付対象経費)

第4条 奨励金の交付対象となる経費は、脱炭素推進機器の本体購入及び設置工事に係る費用とする。

(奨励金の額)

第5条 脱炭素推進機器ごとの奨励金の額は別表第2のとおりとする。ただし、奨励金の交付対象となる経費が当該額に満たない場合は、本体購入及び設置工事に係る費用を限度額とする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、機器の設置工事の着工前までに、桶川市脱炭素事業推進奨励金交付申請書（様式第1号）により、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 脱炭素推進機器の経費の内訳が記載されている工事請負契約書又は見積書の写し

(2) 工事着手前の現況写真

(3) 既存住宅に設置する場合にあっては、当該住宅に係る家屋の固定資産税の明細書の写し又はこれに準ずる書類

(4) その他、次のアからエまでに掲げる脱炭素推進機器ごとに当該アからエまでに定める書類

ア 全ての脱炭素推進機器 機器の仕様及び規格が確認できる書類の写し

イ 太陽光発電システム 最大出力が確認できる書類の写し

ウ 家庭用蓄電池 太陽光発電システムの設置状況が確認できる写真又は売電が確認できる書類の写し

エ 地中熱利用システム 採掘坑の深度等が確認できる書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項により奨励金を交付する旨の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対しては、桶川市脱炭素事業推進奨励金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しない旨の決定をした者に対しては、桶川市脱炭素事業推進奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(変更等承認申請等)

第8条 交付決定者は、第1号に該当するときは機器の設置工事時まで、第2号に該当するときはその事実の判明後速やかに桶川市脱炭素事業推進奨励金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 奨励金交付申請の内容を変更し、又は中止しようとするとき。

(2) 奨励金に係る設置工事が予定期間内に完了しないとき、又は遂行が困難になったとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、奨励金の交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を変更したときは、桶川市脱炭素事業推進奨励金決定変更等通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、奨励金に係る設置工事の完了後3月以内又は第7条により奨励金の交付決定を受けた日の属する年度の3月20日（ただし、その日が桶川市の休日を定める条例（平成2年桶川市条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日のいずれか早い日までに、桶川市脱炭素事業推進奨励金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 脱炭素推進機器の設置工事に係る領収書の写し
- (2) 前号の領収書に係る内訳書
- (3) 脱炭素推進機器の設置完了後の写真
- (4) 設置場所の所在地が分かる案内図
- (5) 脱炭素推進機器の設置位置が分かる図面
- (6) 太陽光発電システムについては、電力会社との電力需給契約の内容が分かる書類の写し
- (7) 交付決定者の住民票の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類  
（奨励金の交付額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、奨励金の交付額を確定し、桶川市脱炭素事業推進奨励金交付額確定通知書（様式第7号）により当該報告書を提出した交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査に当たり、前条に規定する報告書の内容が奨励金の交付決定の内容に適合しているか確認するため、脱炭素推進機器の設置場所に職員を立ち合わせ、完了検査を行うことができる。  
（奨励金の請求等）

第11条 交付決定者は、前条の規定による奨励金の交付額の確定後、桶

川市脱炭素事業推進奨励金交付請求書（様式第8号）を当該年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求した者に対し、奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときには、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 第10条第2項の完了検査を正当な理由なく拒否したとき。

(3) その他奨励金の交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、桶川市脱炭素事業推進奨励金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに関し既に奨励金が交付されているときは、その部分に係る奨励金の返還を命ずることができる。

（委任）

第14条 第6条、第8条及び第9条の規定による申請等を代理人が行う場合は、奨励金の交付の申請等の手続に関して、委任状（様式第10号）を提出しなければならない。ただし、当該申請等をしようとする者が奨励金の交付を受けようとする者の同居の親族であるときは、この限りでない。

（維持管理）

第15条 奨励金の交付を受けた者は、脱炭素推進機器を常に良好な状態に維持管理するように努めなければならない。

（協力）

第16条 市長は、当該事業に必要があると認めるときは、奨励金の交付を受けた者に対し、必要な協力を求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和32年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第2条関係)

交付対象機器	奨励金の交付条件
太陽光発電システム 太陽電池を利用し、太陽光を受けて発電するシステム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅又は当該住宅と同一敷地内の附属建物(車庫等を含む。)の屋根又は屋上に設置し、発電された電力の一部又は全部を自らの敷地内で自家消費すること。</li> <li>2 日本産業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値が2kW以上であること。</li> <li>3 未使用品であること。</li> </ol>
高効率給湯器 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) CO<sub>2</sub>を冷媒としてヒートポンプ技術を利用し、給湯するシステム</li> <li>2 ハイブリッド給湯器(エコワン等) 潜熱回収型給湯器とCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器を組み合わせたもの</li> <li>3 家庭用燃料電池システム(エネファースト)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新築への設置は除く。</li> <li>2 未使用品であること。</li> </ol>

<p>ム) ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時に発生する排熱を給湯等に利用するシステム</p>	
<p>太陽熱利用システム 集熱器を用いて、太陽熱を給湯等に利用するシステムで、集熱器と貯湯槽が一体となっており、動力を用いず太陽熱により水を温めるもの又は集熱器と蓄熱槽が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるもの</p>	<p>1 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。</p> <p>2 未使用品であること。</p>
<p>家庭用蓄電池 再生可能エネルギー等により発電した電力又は夜間電力等を利用して、繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需給のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステム</p>	<p>1 リチウムイオン蓄電池を搭載したシステムで、蓄電容量が2 kWh以上であること。</p> <p>2 定置型であり、ポータブル式の蓄電池などの容易に持ち運びができるものを除く。</p> <p>3 太陽光発電システムが既に設置されていること又は太陽光発電システムと同時に設置すること。</p> <p>4 未使用品であること。</p>
<p>地中熱利用システム ヒートポンプを用いて、年間を通して安定した温度の地中熱を給湯等に利用するシステム</p>	<p>1 地中熱を利用した空調機器又は給湯機器を有すること。</p> <p>2 地中熱交換器（熱交換井を含む。）は適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができるものであること。</p> <p>3 未使用品であること。</p>

V 2 H 電気自動車等に搭載された蓄電池と住宅内の分電盤を接続することで、電力を融通し合うシステム	1 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する次世代自動車充電インフラ整備促進事業の補助対象として指定されていること。 2 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。 3 未使用品であること。
--	--

備考

奨励金の交付対象となる脱炭素推進機器は、市から他の補助金等の交付を受けていないものに限る。

別表第 2 (第 5 条関係)

交付対象機器	奨励金の額
太陽光発電システム	50,000円
高効率給湯器 CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート) ハイブリッド給湯器 (エコワン等) 家庭用燃料電池システム (エネファーム)	 30,000円  40,000円  50,000円
太陽熱利用システム	30,000円
家庭用蓄電池	50,000円
地中熱利用システム	100,000円
V 2 H	50,000円

様式第1号（第6条関係）

桶川市脱炭素事業推進奨励金申請書

年 月 日

桶川市長

申請者 〒  
住所  
氏名  
電話

代理申請の場合  
住所  
会社名  
担当者名  
電話

桶川市脱炭素事業推進奨励金の交付を受けたいので、次のとおり奨励金の交付を申請します。なお、この申請の審査に当たり、市が市税の納付状況について確認を行うことに同意します。

	選択	機器の種類	奨励金の額
設置機器 (選択欄に○を記入してください。)		太陽光発電システム	50,000円
		CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	30,000円
		ハイブリッド給湯器 (エコワン等)	40,000円
		家庭用燃料電池システム (エネファーム)	50,000円
		太陽熱利用システム	30,000円
		家庭用蓄電池	50,000円
		地中熱利用システム	100,000円
		V2H	50,000円
申請額	金 円		
設置場所			
予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
実績報告予定日	年 月 日		

市	受付者	見積書等	写真	固定資産税	仕様規格	その他	委任状	市税
処理欄								

様式第2号（第7条関係）

桶川市脱炭素事業推進奨励金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

桶川市長



年 月 日付けで申請のありました桶川市脱炭素事業推進奨励金の交付について、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

	選択	機器の種類	奨励金の額
設置機器		太陽光発電システム	50,000円
		CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	30,000円
		ハイブリッド給湯器 (エコワン等)	40,000円
		家庭用燃料電池システム (エネファーム)	50,000円
		太陽熱利用システム	30,000円
		家庭用蓄電池	50,000円
		地中熱利用システム	100,000円
		V2H	50,000円
交付決定額	金 円		

1 交付条件

交付決定者は、年 月 日までに設置工事を完了してください。上記の期限までに設置工事を完了することができないときは、その事実が判明したら速やかに桶川市脱炭素事業推進奨励金変更等承認申請書を提出し、承認を受けてください。

2 注意事項

交付決定者は、奨励金交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、機器の設置工事着工前までに桶川市脱炭素事業推進奨励金変更等承認申請書を提出し、承認を受けてください。

様式第3号（第7条関係）

桶川市脱炭素事業推進奨励金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで申請のあった桶川市脱炭素事業推進奨励金の交付について、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

（理由）

様式第4号（第8条関係）

桶川市脱炭素事業推進奨励金変更等承認申請書

年 月 日

桶川市長

申請者

住所  
氏名  
電話

代理申請の場合

住所  
会社名  
担当者名  
電話

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった桶川市脱炭素事業推進奨励金について、申請内容を次のとおり変更等したいので申請します。

1 変更等理由

2 変更等内容

変更等前

変更等後

3 変更等後の交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第5号（第8条関係）

桶川市脱炭素事業推進奨励金交付決定変更等通知書

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで変更等承認申請のあった桶川市脱炭素事業推進奨励金について、次のとおり決定したので通知します。

1 変更等承認事項

変更等前

変更等後

2 変更等後の交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第6号（第9条関係）

桶川市脱炭素事業推進奨励金実績報告書

年 月 日

桶川市長

申請者 〒  
住所  
氏名  
電話

代理提出の場合  
住所  
会社名  
担当者名  
電話

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた桶川市脱炭素事業推進奨励金について、事業が完了しましたので次のとおり報告します。

	選択	機器の種類	奨励金の額
設置機器		太陽光発電システム	50,000円
		CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	30,000円
		ハイブリッド給湯器 (エコワン等)	40,000円
		家庭用燃料電池システム (エネファーム)	50,000円
		太陽熱利用システム	30,000円
		家庭用蓄電池	50,000円
		地中熱利用システム	100,000円
		V2H	50,000円
交付決定額	金	円	
上記機器の設置に要した経費	金	円 (税込)	
設置完了日	年	月	日

市	受付者	領収書	内訳書	案内図	写真	図面	需給契約書等	住民票	その他
処理欄									
確認日	年 月 日			確認者					

様式第7号（第10条関係）

桶川市脱炭素事業推進奨励金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで報告のあった桶川市脱炭素事業推進奨励金の交付  
については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

No. \_\_\_\_\_  
年 月 日

桶川市脱炭素事業推進奨励金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のありました桶川市脱炭素事業推進奨励金について、次のとおり請求します。

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

桶川市長

住所  
氏名

振込先	信用金庫 銀行 本店・支店 農業協同組合
口座番号	当座 普通
口座名義	※カタカナで記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開きの下段に記載がある【店名】を上記本店・支店名欄に記入し、【口座番号】7桁の数字を上記口座番号欄に記入してください。

様式第9号（第12条関係）

桶川市脱炭素事業推進奨励金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付け 第 号にて交付決定をした桶川市脱炭素事業推進奨励金について、桶川市脱炭素事業推進奨励金交付要綱第13条第1項第号の規定により交付決定を取り消しましたので通知します。

（理由）

## 委任状

住 所 .....

会 社 名 .....

担当者名 .....

電 話 .....

私は、上記の者を代理人と定め、桶川市脱炭素事業推進奨励金に関する一切の件  
を委任します。

桶 川 市 長

年 月 日

(委任者) 住 所 .....

氏 名 ..... ㊟